

社会・援護局

Social Welfare and
War Victims' Relief Bureau

地域共生社会を 実現する

Our Mission

社会福祉法人制度や福祉に携わる人材の確保による福祉の基盤整備、生活に困窮している方や障害のある方に対する支援、自殺対策や地域福祉の構築など、幅広く社会福祉を推進するとともに、戦没者の慰霊とご遺族に対する援護などに取り組んでいます。

部局の所掌分野

地域福祉の推進

様々な生活課題の解決に向けて、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしや生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現に向けて包括的な支援体制の整備を進めています。



生活に困窮する方への支援

生活保護制度により、健康で文化的な最低限度の生活を保障します。生活保護に至る前の段階で生活に困窮している方には、生活困窮者自立支援制度により、仕事や家計、住まい等生活全体を考えた包括的な支援を行います。この重層的なセーフティネットにより、一人ひとりが自立した生活を送ることができるよう支援しています。

社会福祉の基盤整備

福祉サービスの提供を担う「社会福祉法人」の経営組織のガバナンス・財務規律の強化や、外国人を含めた福祉・介護人材の確保・養成を通じて、今後の高齢化社会を担う福祉サービスの提供体制を確保します。

自殺対策の推進

近年自殺者数は減っていますが、依然として年間2万人を数えます。自殺は追い込まれた末の死であり、防ぐことのできる社会的な問題であるとの考えの下、自殺の防止に取り組んでいます。

障害者施策の充実

障害のある方が地域で生き生きと暮らせる社会の実現を目指します。自宅での介護や就労の支援等の障害福祉サービス、精神医療の提供を推進しています。

戦没者の慰霊やご遺族等の援護

戦没者の遺骨収集や慰霊巡拝等の慰霊事業、戦没者のご遺族や戦傷病者の方に対する年金等の支給、中国残留邦人の方等に対する支援等に取り組んでいます。

政策紹介

01 地域共生社会の実現に向けて

人口減少、家族や地域社会の変容などによって様々な課題が生じています。「介護と育児」「ひきこもりと生活困窮」など、個人や世帯が抱える問題も複合化していく中で、ワンストップの相談窓口の設置やボランティア組織を中心とした課題解決の仕組みなど、高齢・障害、子どもといった制度分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」の関係を越えた創意工夫ある地域の取組が芽を出しはじめています。

このような取組を支援し、人々が様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で、自分らしく暮らしていけるよう、「地域共生社会」の実現を目指します。



▲「地域共生アワード」(地域共生のモデル事業を実施する自治体の取組を表彰)の様相

02 障害者の地域生活を支援する

障害があっても、自ら望む生活を送ることができるよう、障害者の地域生活を支援しています。厚生労働省ではこれまで、自宅での介護や就労の支援等を行う障害福祉サービスを充実させてきており、過去10年間で障害福祉サービスの利用者数や給付費は倍増しています。

こうした状況の中で、障害福祉人材の確保は重要な課題であり、そのための処遇改善に取り組んでいます。

また、ギャンブルや薬物などの依存症対策をさらに推進するなど、多様化する障害に合わせた新しい取組も行っています。

障害者が地域で生き生きと暮らしていけるよう、引き続き様々な施策の充実に取り組んでいきます。



▲障害のある方をサポートする身体障害者補助犬

03 戦没者の遺骨収集や追悼式の実施

先の大戦では約310万人の方が亡くなりました。そのうち海外(沖縄及び硫黄島を含む)における戦没者は約240万人に及び、まだ約110万人のご遺骨がふるさとへの帰還を果たせていません。遺骨収集は国の責務であり、可能な限り多くのご遺骨を収容し、ご遺族に返還できるよう、取り組んでいます。

また、毎年8月15日に、戦没者を追悼し、平和を祈念するため、天皇皇后両陛下ご臨席の下、日本武道館にて全国戦没者追悼式を行っています。現在、私たちが享受している平和と繁栄は、尊い犠牲の上に築かれたものであることを忘れてはなりません。



Hot Topics

成年後見制度の利用促進

今後、認知症高齢者の増加が見込まれる中で、本人の意思決定を支援し、「地域共生社会」を実現するために、成年後見制度の果たす役割はますます重要になります。

平成30年度からは、厚生労働省が成年後見制度の利用促進を所管することになりました。

現在、2021年度までを期間とする「成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、成年後見利用の中核機関の整備や、市町村計画の策定を推進し、成年後見制度の利用を促進しています。

障害者の芸術文化活動

障害のある方が個性を発揮し、社会参加の促進につながる芸術文化活動が注目されています。平成30年には、障害のある方の芸術文化活動の推進に関する施策の充実を図るための法律が公布・施行されました。

毎年、全国障害者芸術・文化祭を開催するほか、芸術文化活動を行う障害のある方の相談支援などの取組を通じて、障害者の文化芸術活動を推進しています。



▲障害のある方も一緒に行うダンスパフォーマンス(第18回全国障害者芸術・文化祭おいた大会)